

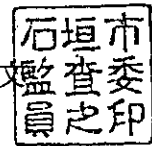


石垣市監査委員告示第2号

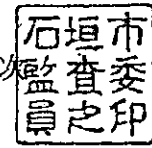
平成30年9月25日付で受理された住民監査請求書について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表する。

平成30年10月30日

石垣市監査委員 大 濱 博 文



同職務執行者 我喜屋 隆 次



住民監査請求に基づく監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

請求人 13名

2 監査請求書の受理

平成30年8月21日付で收受し、要件審査を行なった結果、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認め、平成30年9月25日、これを受理した。

3 請求の要旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案し、請求の要旨を次のように理解した。

- (1) 中山義隆市長が、教育再生首長会議（以下「首長会議」という。）の総会及び会議等に参加するための費用が2014年4月1日から2018年7月24日までの間に公費から支出されている。首長会議は私的な任意団体であり、その加入及び総会や会議等への出席は公務ではない。
- (2) 首長会議の経費は、会員各自が個人的に負担（全会員による分担制）すると定められており、同会議の設立時から会員である中山義隆市長は、同会議の会費及び総会や会議へ出席する旅費は市長個人が負担すべきである。
- (3) 市長個人が負担すべき費用が公費から支出された事実は、自治法第242条の「普通地方公共団体の長」による「違法若しくは不当な公金の支出」に該当する違法な支出である。公費の支出は、特定の教科書採択を支援・援助するもので、教育委員の任命権を有する市長によって、教育の中立性、公平性を著しく侵害する不当な行為である。

4 求める措置

求める措置は下記のとおりである。

石垣市監査委員は、中山義隆市長に対し、首長会議の総会及び会議等に参加するために公費から支出した費用1,276,473円について、石垣市へ返還するよう勧告することを求める。

5 監査対象事項

上記の事を住民監査請求書の要旨とし、監査請求対象を次のとおりとした。

平成 26 年度から平成 30 年度までに開催された首長会議に市長が加入、総会及び会議等に出席したことに伴い要した経費に公金の支出の違法性・不当性の有無について監査を行なった。

第 2 監査の実施

1 事実関係の調査

- (1) 石垣市企画部企画政策課（以下「企画政策課」という。）を監査対象課とし、平成 30 年 9 月 4 日、自治法第 199 条第 8 項の規定により、関係書類（首長会議に関する一件書類等）の提出を求めた。
- (2) 平成 30 年 10 月 18 日、企画政策課を監査対象課とし、自治法第 199 条第 8 項の規定により、関係職員調査を実施した。
- (3) 平成 30 年 10 月 18 日、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第 3 監査の結果

本件監査請求については、監査の結果、合議により次のとおり決定した。

1 首長会議に係る経費支出の違法性について

- (1) 平成 26 年 10 月 28 日、平成 27 年 9 月 24 日、平成 28 年 6 月 8 日、平成 29 年 8 月 1 日、平成 30 年 4 月 12 日、首長会議の各年度の年会費を納入するため、企画政策課より、石垣市財務規則第 43 条に基づき支出負担行為書兼支出調書を作成され、適正に処理されている。
- (2) 平成 26 年 5 月 23 日、平成 27 年 1 月 14 日、平成 27 年 11 月 6 日、平成 28 年 11 月 9 日、平成 29 年 5 月 31 日、平成 29 年 7 月 5 日、平成 30 年 5 月 28 日、首長会議の各年度の会議出席者負担金及び総会出席者負担金を納入するため、企画政策課より、石垣市財務規則第 43 条に基づき支出負担行為書兼支出調書を作成され、適正に処理されている。
- (3) 平成 26 年 5 月 23 日、平成 27 年 1 月 15 日、平成 27 年 6 月 1 日、

平成 27 年 11 月 5 日、平成 29 年 6 月 13 日、平成 29 年 7 月 7 日、平成 30 年 5 月 28 日、首長会議の各年度の総会及び会議に出席するため、企画政策課より、石垣市財務規則第 43 条に基づき支出負担行為書兼支出調書（旅費）を作成され、適正に処理されている。また、これらの旅費は複数の公務を兼ねた出張であることを確認した。

- (4) 首長会議の各年度の年会費については、支出調書において指定された口座へ入金されていることを確認した。

次に同会議の各年度の会議出席者負担金及び総会出席者負担金については、会議及び総会当日に納入されていることを確認した。

また、同会議の各年度における旅費については、石垣市職員の旅費に関する条例に基づき算出された金額が市長へ受領されていることを確認した。

- (5) 請求人は、公費の支出は、特定の教科書採択を支援・援助するもので、教育の中立性、公平性を著しく侵害する不当な行為である旨、主張する。

しかしながら、首長会議への加入、総会及び会議等の出席は、特定の教科書採択を支援、援助することを目的としたものではなく、教育基本法の理念、目標を実現するために先導的役割を果たしていくことを目的とした会議として行われたもので、特定の教科書採択を支援、援助するために行われたものと認めるに足りる事情はうかがえない。教育の中立性、公平性を侵害する不当な行為であるとも考えられない。

- (6) 以上のとおり、首長会議に係る経費支出は、石垣市財務規則に基づき行われており、当該財務会計行為に違法性は見当たらない。

よって、本件監査請求で指摘している企画政策課により行われた財務会計行為については、適正に執行されており、違法支出に当たらないと理解できる。

2 事務の執行に関する監査について

- (1) 住民監査請求に定めた自治法第 242 条第 1 項において、
「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、

監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

- (2) 要約すると、自治法第 242 条第 1 項に定められている住民監査請求は、住民が普通地方公共団体の行なつた財務会計行為について監査を求める手段であり、①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があるとき、④公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるとき、について監査請求の対象として規定している。
- (3) 本件監査請求において、「首長会議は、私的な任意団体で、加入及び総会や会議等への出席は公務ではない」を「企画政策課が行なつた財務会計行為」の違法性を根拠としており、請求人は陳述において、「①首長会議に所属している会員が一部の市町村に限定されている実態がある②同事務局は私的な団体である日本教育再生機構が事実上、担っており毎年、事務局委託費が支払われている」とした上で「首長会議は特定の教科書を採択することを目的とする日本教育再生機構の活動及び財政を全面的に援助支援するための組織といわざるをえません」として、「趣旨、目的に賛同して出席することが市長として適切かどうかという判断がなければ、公費支出が適切とはいえない」と陳述をしていることから、請求人は企画政策課が行なつた事務の執行に関する監査を求めているのであって、自治法第 242 条第 1 項に定められた財務会計行為に対する監査は、その糸口として捉えていることが理解できる。
- (4) 自治法第 242 条第 1 項に定められた住民監査請求の監査対象とされているものは、地方自治体の財政や住民の利益への損害につながる「財務会計行為」についてであり、請求人が指摘する「首長会議は、私的な任意団体で、加入及び総会や会議等への出席は公務ではない」のような行政事務の執行に関する監査請求については、自治法において、別に規定されていることから、ひとつの財務会計行為からすべての事務行為について監査を行えるとの認識は、自治法の趣旨から逸脱するものとする。

3 首長会議への出席等の公務該当性について

- (1) 首長会議は、全国の地方公共団体の長を対象に構成された任意の組織であり、その長が連携し、教育基本法の理念・目標を実現するために先導的役

割を担う目的としていること、事業においては、先進的な教育の取組事例に関する調査・研究など、7つの事業を行うとしている。

- (2) 企画政策課が支出した当該財務会計行為は、公務と認めて行われていると考えられ、首長会議は、同会議の規約に基づき、市長の判断により加入したものであることから、市長の職務の遂行と認めるのが相当であると解される。
- (3) 同会議は、地方公共団体における教育行政に関する役割を果たすうえで公益性があり、一定の意義を有する首長会議であると思料され、公に開催されていることから、内部的な会議であるとは判断し難い。
上記の事から勘案すると、市長の首長会議への加入、総会及び会議等の出席は、公務として認められ、その要件を満たしているものとする。
請求人の主張はいずれも是認できないことから首長会議への加入、総会及び会議等の出席に要した経費の支出が違法・不当であるとは認められない。
- (4) したがって、市長が首長会議への加入、総会及び会議等の出席を公務と判断し、関係職員にそれに要する経費に係る公費を支出させたことについて、裁量権の逸脱又は濫用はなかったものと判断できる。

第4 結論

以上のことから、当該財務会計行為は適法であり、自治法第242条第1項に定める違法又は不当とする理由がないものと判断し、措置の必要は認めず、棄却する。